

福井工業高等専門学校教育後援会会則

昭和40年4月24日制定

改正	昭和43年 4月 8日	昭和48年 4月 9日
	昭和50年 4月 8日	昭和51年 4月 8日
	昭和54年 4月 9日	昭和58年 4月 8日
	昭和62年 4月 8日	平成 2年 4月 6日
	平成 4年 4月 8日	平成 6年 4月 8日
	平成13年 4月 6日	平成20年 4月 7日
	平成28年 4月 4日	平成29年4月 6日

(名称及び事務所)

第1条 本会は、福井工業高等専門学校教育後援会と称する。

第2条 本会の事務所を福井工業高等専門学校内に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は、福井工業高等専門学校の教育の振興に寄与し、併せて福井工業高等専門学校に在学する学生の保護者と学校の連携を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学生の学習・研究及び課外活動の援助及び助成
- (2) 学生の福利厚生に関する助成
- (3) 学生の進路指導に関する助成
- (4) 学校と保護者との連携の奨励
- (5) その他必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 福井工業高等専門学校に在学する学生の保護者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する法人又は個人

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長 3名 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事 クラス(監事が選出されているクラスを除く。)の正会員のうちから各1名理事は、年間事業計画、予算、決算、その他本会の重要案件を審議する。
- (4) 監事 2名(クラス(理事が選出されているクラスを除く。)の正会員のうちから各1名) 監事は、会計を監査する。

第7条 役員は、次の方法によって選出する。

- (1) 会長及び副会長は、総会において理事のうちから選出する。
- (2) 理事及び監事は、総会の議を経て会長がこれを指名する。

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了となっても後任者が決定するまでは、その職務を執行しなければならない。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、議長は会長をもって充てる。

2 総会は、原則として毎年1回4月に開催し役員選出、予算、決算等の重要事項を審議決定する。

3 役員会は、会長が必要と認めたときに、これを開催し、必要な事項を審議する。

4 緊急必要と認めたときは、役員会をもって総会に代えることができる。

(経費及び会費)

第10条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

第11条 本会の正会員となるものは、入会金として10,000円を納入するものとする。

第12条 正会員は会費として年額24,000円を納入するものとする。

2 前項に規定する会費の2分の1に相当する額を、前期にあつては4月に、後期にあつては10月に分納することができる。

第13条 賛助会員は、寄附金を随時納入することができる。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第15条 この会則の改廃は、総会の議を経なければならない。

(事務局)

第16条 本会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(協力依頼)

第17条 会長は、本会の円滑な運営を行うため、福井工業高等専門学校に必要な協力を求めるものとする。

(細則への委任)

第18条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議を経て会長が定める。

附 則

この会則は、昭和40年4月24日から施行する。

附 則 (昭和43年4月8日改正)

この会則は、昭和43年4月8日から施行する。

附 則 (昭和48年4月9日改正)

この会則は、昭和48年4月9日から施行する。

附 則 (昭和50年4月8日改正)

この会則は、昭和50年4月8日から施行する。

附 則 (昭和51年4月8日改正)

この会則は、昭和51年4月8日から施行する。

附 則 (昭和54年4月9日改正)

この会則は、昭和54年4月9日から施行する。

附 則 (昭和54年4月8日改正)

この会則は、昭和58年4月8日から施行する。

附 則 (昭和62年4月8日改正)

この会則は、昭和62年4月8日から施行する。

附 則 (平成2年4月6日改正)

この会則は、平成2年4月6日から施行する。

附 則 (平成4年4月8日改正)

1 この会則は、平成4年4月8日から施行する。

2 この会則施行の際現に会長、副会長及び監事の職にある者については、この会則による改正後の福井工業高等学校専門学校教育後援会会則第7条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則 (平成6年4月8日改正)

この会則は、平成6年4月8日から施行する。

附 則 (平成13年4月6日改正)

この会則は、平成13年4月6日から施行する。

附 則 (平成20年4月7日改正)

この会則は、平成20年4月7日から施行する。

附 則 (平成28年4月4日改正)

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月6日改正)

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

福井工業高等専門学校教育後援会事務局規則

平成28年4月4日制定

(目的)

第1条 福井工業高等専門学校教育後援会会則第16条第2項の規定に基づき、事務局における事務の適正化を図るため、必要な事項を定める。

(職員)

第2条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 主幹
- (3) 主事
- (4) 事務員

(職員の職務)

第3条 事務局長は、会長の命を受けて、本会の事務を統括する。

2 主幹、主事は事務局長の命を受けて、本会の事務に従事する。

3 事務員は、上司の命を受けて、本会の事務に従事する。

(職員の任免)

第4条 職員の任免は、会長が行うものとする。

2 事務局長は、副会長が兼務することができる。

(職員の給与)

第5条 第2条第2号から第4号までの職員は、有給とすることができる。

(事務の処理)

第6条 事務の処理は、原則として文書をもって行うものとする。

2 文書は原則として、担当者が起案し、あらかじめ事務局長の承認を得て、会長の決裁を受けなければならない。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、総会の議を経なければならない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会の議を経て会長が定める。

附 則 (平成28年4月4日制定)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。